

様式第5号（第15条関係）

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	石橋建設工業株式会社（代表取締役 石橋 英雄）
住所	本宮市高木字舟場 25 番地 8

2. 措置期間

令和8年5月28日～令和8年6月10日（2週間）

3. 事実概要

当該人は令和6年12月18日、石橋・菅野特定建設工事共同企業体として施工中の福島県教育委員会発注「安達地区特別支援学校小中学部新築（建築）工事」（第23-70011-0013号）において、下請作業員が建物の型枠組立作業を行う際、墜落防止措置が講じられていない箇所に移動して作業を行い、段差に足をとられ落下し負傷した。

この事故では、作業員が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置等が講じられていなかったことなど、安全管理の措置が不適切であったと判断される。

4. 措置理由

上記のことが、福島地方水道用水供給企業団建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1第9号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1第9号】

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） （9）一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

問い合わせ先

福島地方水道用水供給企業団総務課契約情報係
福島県福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1
（電話）024-541-4100